

## 公民館の役割を学ぶ

「9条俳句」不掲載 市民がシンポ

が発言しました。

日本公民館学会会長の手打明敏筑波大学教授は、社会教育の自由の獲得という社会教育法の理念や公民館の役割を語り、俳句の掲載に干渉した館の対応を批判しました。

同学会副会長の谷和明東京外国語大学教授は「公共の場での政治的見解の表明は慎むべきなのか」と問題提起。「中立性の要請は

さいたま

憲法9条を詠んだ俳句が公民館だよりへの掲載を拒否された問題で5日、社会教育の専門家や市民が、さいたま市内で「市民にとって公民館とは？」をテーマにしたシンポジウムを行い、約80人が参加しました。

問題は、同市大宮区の三橋公民館が、俳句サークルの会員が互選した「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」の句を「世論が大きく分かれている」として拒否したものだ。

安藤聡彦埼玉大学教授（市公民館運営審議会委員長）の基調提案に続いて3人の専門家

国家権力を制約するもので、市民の自由の制限ではない。消極的中立主義が広がると公共での政治的活動ができなくなる」と指摘しました。

元所沢市社会教育職員細山俊男氏は、市民の学習の自由を保障する公民館職員の専門性を高めるために「住民と職員がつながる学びの場が必要」と語りました。

参加者は、教育行政の序列化や上意下達の体質が掲載拒否問題の背景にあることや公民館が使いにくくなっている実態などを交流しました。

2014.11.7 赤旗